

写

令和4年1月17日

所沢市議会議長 大 舘 隆 行 様

所沢市議会政策研究審議会
会 長 扇 原 淳

答 申 書

令和3年11月8日付け所議第313号で諮問のありました下記の事項について、
本審議会において審議を行った結果、別紙のとおり答申いたします。

記

諮問事項

所沢市議会基本条例の一部改正（案）の妥当性について

別 紙

本審議会は、大館 隆行 議長より諮問のあった1件の事項について、令和3年11月8日及び令和4年1月17日に、計2回の審議を行いました。

第1回の審議は、事前に配付された資料及び諮問事項を提案した議会改革に関する特別委員会の正副委員長からの概要説明を基に、質疑及び意見交換を行いました。

第2回の審議は、第1回の審議を整理しまとめた答申案について協議を行いました。この結果、以下のとおりまとめましたので答申します。

所沢市議会基本条例の一部改正（案）の妥当性について

所沢市議会及び議員が、責務を自覚し、市民の負託に応えられる議会を目指すうえでの理念ともいえるべき所沢市議会基本条例は、制定時にその前文後段に記した、「議会及び議員は積極的な情報公開による説明責任を果たし、議会諸活動への市民参加、議員相互の自由闊達な議論、市政の論点の明確化による政策立案及び提言の積極的な実施などの目的を達成し、これまで積み重ねてきた改革への取組を確かなものとするため、全力で取り組んでいく」という決意表明でもあります。制定からの年数の経過や制度の変更によって、その都度条文を改正していくのではなく、逐条解説で触れておく範囲に留めるなど、こうした点を踏まえた上で、社会情勢の変化や災害対策などの新たなニーズに対応することは、より一層の市民の信頼を深めることになると考えますので、本審議会としても今回の所沢市議会基本条例の一部改正に期待しております。

なお、審議会として意見を付します条項は次のとおりです。改正に当たりましては、ご留意、ご検討されることをお願いいたします。

(1) 第3条第1項第4号（議員の活動原則）

「ユニバーサルデザインの理念に配慮」を「市民の多様性を尊重」に改めることについては、現在の社会的課題として、SDGsでも位置づけられている「誰も取り残さない」という理念を盛り込むことは時宜を得たものであり、市民に分かりやすい条文の改正はとてもよいことだと考えます。

なお、改正の趣旨については、逐条解説に記載されてもよいのではないかと考えます。

(2) 第6条（議長及び副議長志願者の所信表明）

議長及び副議長志願者の所信表明については、公職選挙法の規定に基づく立候補の手続きが準用されていない選挙だからといって、本会議では実施できないという解釈を採る必要はないものと考えます。

所沢市議会として、あくまでも正副議長を選出するための参考情報を得るために、本会議で志願者が所信を表明する機会を設けるものと理解すれば、その根拠を議会基本条例に規定し、その趣旨を逐条解説に掲載することにより、本会議休憩中に所信表明を行うといった法的配慮は不要となると考えます。条例に明確に位置づけることで、本会議における正当な運用方針として明らかにすることができると考えます。

(3) 第11条（議会モニター制度）

条文では、一般的に用いられている名称として「議会モニター制度」を規定しつつ、逐条解説では「インターンシップ生の受入が事実上の議会モニターとして機能している」と説明するのは立法技術的には少し無理があるかもしれません。

本条は、議会モニター制度の設置根拠の規定になっており、議会モニターという名称は制度の固有名詞というイメージが強く、条文の整理が必要だと考えます。また、逐条解説にはインターン生や議会モニター制度が持つ意味について触れておいたほうがよいと考えます。

市民の意見を広く聴取する仕組みを充実させることは望ましい方向性だと考えますが、どのような取り扱いにするのか、内容などについては説明会等で丁寧に説明し、市民の期待に応える実施方法が求められていると考えます。

(4) 第25条（議会広聴広報の充実）

今回の改正案では、広聴広報委員会という名称を明確に規定されていますが、広聴広報委員会の固有の役割を考察すると、常任委員会や議会運営委員会のように広聴広報委員会を委員会条例に位置づけるよりは、付託議案の審査を任務とする常任委員会等とは運営上も異なる方法が適していると考えます。

広聴広報委員会をどのように運営していくかを必要に応じて判断し、議会基本条例のみに根拠を持つ、「委員会」という名称の機関を置くという趣旨に留めることがよいのではないかと考えます。

(5) 第28条（情報通信技術の活用）

情報通信技術として、例えば、オンライン会議システムを活用して市民と双方向で会議を開催しようとした場合、通信技術に習熟されている方がいる一方で、そうでない方も大勢いらっしゃいますので、オンライン会議が画期的にうまくできるという方法があるわけではないと考えます。

これまでの手法は残しながらも、オンライン会議システムも活用すること、すなわち、これまで参加できなかった方たちが参加できる仕組みを導入するということはとても重要だと考えますし、新しい層の方々とのコミュニケーションを図っていく一つの戦略的な選択肢として、従来の議会活動に加えて、積極的に仕掛けていく価値はあるのではないかと考えます。他市議会の先行事例を待つだけでなく、「所沢発」という試みをぜひ実践していただきたいと考えます。

(6) 第32条（災害時における議会の活動）

逐条解説における「市長の専決処分によることなく」との記述について、本審議会での質疑応答では、特別委員会の中で「所沢市は他市に比べると専決処分が多いわけではないが専決処分はよくないのではないかといった議論があり、あえて条文に規定した」とのご説明がありました。このことについては、市長の専決処分とは関係なく、非常時においても、議会は情報通信技術の積極的な活用を通じて議会活動の継続を図るといった解釈がよいと考えます。